

加須市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 7 月改訂
加須市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	目標・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	2
5	関連する取組、今後のフォローアップ・・・・・・・・	4

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本市では、教育の目的を「人づくり」と捉え、「未来を担い社会で活躍する人」「郷土を愛し地域を支える人」「夢をもち生涯をはつらつと暮らす人」の三つの市民の姿を目指し、これからの時代にふさわしい教育を総合的かつ計画的に推進している。本市の目指す教育を実現するためには、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、専門性を最大限に発揮し、児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいを両立し、よりよい教育を実現することを目的として策定するものである。

本計画が目指す「働き方改革」は、単に時間外在校等時間を削減することに留まらず、教職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の精選と効率化を図ることで、本来担うべき指導業務に専念できる時間を創出することにある。さらには、教職員自らも学ぶ時間を確保し、「働きやすい」「働きがいがある」職場環境を確立する。

加須市教育委員会は、本計画を学校と連携して推進し、保護者や地域の理解と協力を得ながら、教職員のワーク・ライフ・バランスや働きがいを確保し、加須市の未来を担うこどもたちの豊かな学びを実現することを目指す。そして、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

教職員が心身共に健康で充実した日々を送り、教育活動の質を高めることで、学校がこどもたちにとって楽しく魅力あふれる場となる。教育委員会と学校、教職員一人一人が、学校における働き方改革を進めていくことで、夢や希望をもち、「明日も学校へ行きたい」と思えるこどもたちを育てていく。

(2) 本市の現状

○本市では、令和2年4月に、学校の教職員の時間外在校等時間の上限を定める方針として、「加須市立学校における働き方改革基本方針」を定め、教職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりであった。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を超える割合	月80時間を超える割合
小学校	月25.9時間	10.7%	0.3%
中学校	月35.5時間	32.0%	1.7%

○時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の割合が、小学校では10.7%、中学校では32.0%となっている。特に中学校では、部活動の指導等の業務の負担が大きくなっており、本市における部活動のあり方を見直すことによって、教職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。【カッコ内は令和7年度の数値】

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・時間外在校等時間が月45時間以内の教職員の割合を100%にする。 【82.1%】
- ・時間外在校等時間が年360時間以内の教職員の割合を100%にする。 【56.5%】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数14日以上にする。
【13.2日(R7.1.1～R7.12.31)】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を6%以下まで減少させる。
【11.0%】

3 計画の期間

令和8年度～令和12年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」

イ 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 (「3分類」①関係)

- ・学校運営協議会やふれあい推進長会議、学校応援団等を通じて、保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答 (「3分類」⑥関係)

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

- ・デジタル決裁システムの導入によってペーパーレス化をすすめ、事務負担軽減を図る。

◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・水泳指導の民間委託を推進することで、教職員による学校プールの管理に係る負担軽減を図る。

◆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・加須市地域クラブ計画に基づき、週休日の部活動を実施せずに、地域の既存団体やクラブ、市が新たに設置する教室やクラブへの参加を推奨していく。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教育活動補助員やスクール・サポート・スタッフを積極的に活用する。
- ・校務支援システムの機能や学習用端末を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、障がい児介助員、教育活動補助員、さわやか相談員、日本語指導助手と教職員の協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応については、学校と加須市立教育センターや子育て支援に関する関係機関とが連携を図ることで、効果的な支援を促進する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、学校の実情に応じて日課表の工夫を行う。

（3）教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月の時間外在校等時間が80時間を超えた教職員の希望に応じて、医師による面接指導を実施できるよう周知する。

- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保を推進する。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・年次有給休暇について、各学校に対して取得を促進する。
- ・夏季休業期間中に5日間の閉庁日を設ける。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度計画の見直しを行うとともに、市のHPでの公表や教育委員会定例会及び総合教育会議において報告する。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉えて学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会等における協議も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。